

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

政府は、従来から憲法第9条を理由に「集団的自衛権行使は憲法上許されない」との見解を示し、1981年の政府答弁においても同様の見解が再確認されています。歴代内閣もこれを継承してきており、日本は憲法制定以来全世界に戦争をしない国であることを宣言してきました。

しかしながら安倍内閣は7月1日、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更を閣議決定しました。集団的自衛権は、日本への武力攻撃がなくとも、他国のために武力を行使しようとするものであり、日本を「どこでも戦争をする国」に変えてしまうこととなります。

憲法改正を行わず、内閣の考えだけで憲法第9条の解釈を変更することは、立憲主義の否定であり、主権者である国民をないがしろにするもので許されることではありません。

よって、国会及び内閣には、立憲主義の原点に立ち、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年7月15日

宮城県美里町議会議長 吉田 眞悦

衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
法務大臣	谷垣	禎一	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿
防衛大臣	小野寺	五典	殿